

高体連 OB 岳友会 規約

(一) 総 則

第一条 本会は、高体連 OB 岳友会 と称する。

第二条 本会は、主として高等学校登山部に在籍した教員・生徒 OB で構成し、安全で楽しい登山の実践と、高校生への登山技術の継承とマナーの涵養に努める。
また、会員相互間の親睦を図るとともに、自然保護活動等の社会的貢献に努める。

第三条 本会は、高知県山岳連盟に加盟し連盟の主催する諸事業に協力する。

(二) 事 業

第四条 本会は、以下の目的を達成するための事業を行う。

- 一、安全登山を通して技術向上、遭難防止に関する知識・技能の獲得。
- 二、自然保護、地域文化に関する理解を深める。
- 三、高体連登山部の活動の支援および他山岳団体との交流。
- 四、会員相互の交流。

(三) 会 員

第五条 本会は、下記の条件をみたし、第二条に賛同する会員で構成する。

- 一、高知県高体連登山部に加入した経験を持つ教職員、および卒業生徒。
- 二、一で定めた会員の推薦する者。

第六条 本会への入会、脱会にあたっては会長へ届を提出するものとする。

第七条 本会会員の会費は年額 3,000 円とする。

(日本山岳・スポーツクライミング協会加盟費を含む)

(四) 役員 および 会議

第八条 本会に次の役員を置く。

会長一名、副会長一名、事務局長一名、遭難対策研究班長一名、
自然保護研究班長一名
その他必要な役員を置くことができる。但し会長以外は兼務することができる。

第九条 会長、副会長、は総会において選出する。事務局長、遭難対策班長、自然保護研究班長は会長が指名し、総会の承認を得る。

第十条 会長は会を代表し統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。事務局長は会計を含む事務処理にあたる。遭難対策研究班長、自然保護研究班長はそれぞれの研究成果を会員に紹介、指導する。

第十一条 役員任期は一ヶ年とし、毎年総会において選出する。補欠で就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(五) 機関 及び 会議

第十二条 本会に次の機関を置く。

一、総会 二、役員会 三、遭難対策研究班 四、自然保護研究班

第十三条 総会は、最高決議機関であり、毎年四月に定期総会を行う。役員会で必要と認められた時、又は会員の三分の一以上の請求があった時は、会長が総会を招集する。役員会は、本会の執行機関であって、会長が随時召集する。役員会での決定事項は総会で提案し承認を得る。ただし緊急対応の必要ある場合は、役員会において処理し、総会に報告するものとする。

第十四条 総会の議長はその都度選出し、議事は出席者の過半数によって決定する。賛否同数のときは議長の決するところによる。総会は、会員の三分の一以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(六) 会 計

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月末日までとする。経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第十六条 会計報告（予算、決算）は事務局が総会において行い、承認を得る。

(七) 会 員 の 留 意 事 項

第十七条 原則として、各会員はその活動形態に適する山岳（障害）保険に加入するものとする。

第十八条 個人山行・グループ山行参加においては、山域の研究、必要な体力の維持に留意し、事故防止のため万全の準備を行うこと。山行は、参加者個人の責任において行動することとする。

第十九条 登山届けは、出発前日までに事務局に書面またはメールで提出するものとする。

(八) 付 則

第二十条 本会規約の改定は、総会の議決を経て定める。

第二十一条 本規定は令和6年5月11日の設立総会で承認され、同日より施行する。